

令和 2 年度

第 7 回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第7回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月8日（木）午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 市役所第1庁舎5階 第1委員会室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	石井 克己
委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田 章
2番	富田 憲一
3番	岡本 好夫
4番	石井 玄德
5番	大滝 與鷹
6番	平田 秀行

5 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名

4	議案第1号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
	議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	2件
	議案第3号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	1件
	議案第4号	令和2年度第4次農用地利用集積計画の決定について	1件
	報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	1件
	報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	24件
	報告第3号	地目変更登記に係る回答について	2件
	報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	3件

5 農業委員会事務局職員

局 長	飯塚 浩一
次 長	舘野 裕之
副主幹	本多 浩章
副主幹	田中 恒平

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	ただ今より、令和2年度第7回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の定例総会の出席状況でございますが、欠席はございません。 農業委員10名中 10名、推進委員6名中 6名出席しております。 農業委員の出席者が過半数に達しておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。 市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	それでは、議席7番の委員と議席8番の委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の本多副主幹、田中副主幹を指名いたします。 次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 農地関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。 農政関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。 なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。 それでは、議案第1号から議案第4号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。 慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。

事 務 局 長	議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、ご説明いたします。 議案の1ページ、2ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和2年9月25日でございます。 申請地は、北方町で地目が田、面積は313平方メートル、外1筆で合計面積は1,770平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。 本件は、令和2年3月26日付けで、車両置場、資材置場及び仮設事務所用地として、農地法第5条の規定による一時転用を伴う令和2年12月31日までの賃借権の設定の許可を受けたものでございますが、当初の工事期間が延長となったため、計画変更承認申請がなされたものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席5番	現地調査は、令和2年10月1日に農地調査班第3班の委員で行いました。 申請地は、市川東高校の南側、道路向かいに位置し、登記簿上の地目は田となっております。 令和2年3月26日付けで、周辺地域のガスの配管整備のため、申請地を車両置場、資材置場及び仮設事務所用地として一時転用の許可を受けたものでございます。 当初の計画では、工事期間は令和2年12月31日までの予定でしたが、

議 長	追加工事を請け負ったため、一時転用期間を令和3年10月30日に変更するものです。 申請地は、おおむね転用目的どおりに利用されており、調査班としては、必要性も認められ承認相当と思います。 以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
事 務 局	第3班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。 それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 申請地は、調査班のご報告どおり、当初の目的どおり適正に利用されており、とくに問題はございません。 なお、工事完了後は、速やかに農地に復元して、キャベツ等の作付けを行う旨の農地復元誓約書が、事業者及び土地所有者から提出されております。 以上のことから、許可後の計画変更については、確実性が認められるものと思われます。 以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし
議 長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、承認相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし

議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号は、全会一致により承認相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。
事 務 局 長	次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、2件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。 今回の申請は2件でございます。 (1) ですが、議案書の3ページをお願いいたします。 相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和2年9月16日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。 対象となる特例農地は、宮久保5丁目の農地4筆で、合計面積は1,359平方メートルです。 地目は「畑」及び「田」ですが、現況は「梨畑」でございます。 なお、特例農地の相続開始は令和2年1月27日でございます。 続きまして(2)ですが、議案書の4ページをお願いいたします。 相続人から同じく租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和2年9月18日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。 対象となる特例農地は、国分3丁目の農地4筆で、合計面積は3,433平方メートルです。 地目は「畑」及び「田」ですが、現況は「露地畑」でございます。 なお、特例農地の相続開始は令和2年2月10日でございます。 説明は以上でございます。

議長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席1番	議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。 (1) ですが、現地調査は、令和2年9月30日に第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 農業経営は、被相続人夫婦と長女と長男の4名で農業に従事していました。 特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのこと。 特例農地の状況ですが、市立宮久保小学校の北側に位置した畑4筆、1,359平方メートルです。 いずれも適正に肥培管理されておりました。 調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。 続きまして(2)ですが、現地調査は、同じく令和2年9月30日に第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 農業経営は、被相続人夫婦と相続人の3名で農業に従事していました。 特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのこと。 特例農地の状況ですが、国府台スポーツセンターの東側に位置した畑4筆、3,433平方メートルです。 いずれも適正に肥培管理されておりました。 調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。 以上でございます。

議 長	第1班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし
議 長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」(1)について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号(1)は、全会一致により証明することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」(2)について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号(2)は、全会一致により証明することと、決定いたします。 次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長	議案第３号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。 議案書の５ページをお願いいたします。 令和２年９月１１日付けで、生産緑地法第１０条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が１件提出されたものでございます。 説明は以上でございます。
議長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第１班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席１番	議案第３号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和２年９月３０日に第１班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 申請地は、市川市国府台スポーツセンターの東側に位置した露地畑１筆、面積１，３８８平方メートルで、主に申出人の父が農業に従事していましたが、今年の２月に死亡し、今後、農業経営を維持することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。 死亡した者の農業従事日数は、年間２５０日で、農家基本台帳で確認いたしました。 このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。 以上でございます。
議長	第１班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各 委 員	なし
議 長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号は、全会一致により証明することと、決定いたします。 次に、議案第4号「令和2年度第4次農用地利用集積計画の決定について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局長	議案第4号 「令和2年度第4次農用地利用集積計画の決定について」 ご説明いたします。 議案書の6ページをお願いいたします。 本件は、令和2年8月14日付けで、市川市長より令和2年度第4次農用地利用集積計画（案）が、1件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席 1 番	議案第 4 号「令和 2 年度第 4 次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和 2 年 9 月 3 0 日に、第 1 班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 今回は、1 件の農用地利用集積計画案でございます。 借り手の方は松戸市紙敷在住の方です。 松戸市稔台在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。 申請地は、大町で「北総鉄道東松戸駅」の南側に位置した畑 2 筆、現況は「露地畑」でございます。 面積は、1, 2 3 8 平方メートルで、設定期間 7 年間です。 現況は、良好に管理されておりました。 借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。 これらのことから、今回、決定を求められた令和 2 年度第 4 次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。 以上でございます。
議 長	第 1 班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし
議 長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第 4 号「令和 2 年度 第 4 次農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし

議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、1件ございます。 事務局より、報告いたします。
事務局次長	報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、1件ご報告いたします。 議案書の7ページをお願いします。 平成8年3月21日付で相続が発生し、相続人からは令和2年9月16日に権利取得の届出があったものでございます。 以上でございます。
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 続きまして、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、24件ございます。 事務局より、報告いたします。
事務局次長	報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」事務局長において専決しましたので、ご報告いたします。 議案書8ページをお願いいたします。 農地法第4条及び第5条の届出について。今回の報告は、令和2年9月1日から同年9月30日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、11件、16筆、5,618平方メートル、第5条の届出は、13件、19筆、4,275.11平方メートルです。 第4条と第5条の合計は、24件、35筆、転用面積は、9,893.11平方メートルです。

議 長	なお、詳細につきましては、9ページから13ページまでの記載のとおりでございます。 以上でございます。
事務局次長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 続きまして、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、2件ございます。 事務局より、報告いたします。 報告第3号「地目変更登記に係る回答について」2件、ご報告いたします。 議案書14ページ及び15ページをお願いします。 (1) について、令和2年8月27日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。 土地の所在は堀之内の市街化調整区域に位置し、面積は79平方メートル外13筆で、合計面積は1,855.42平方メートルです。 登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。 本件に係る申請状況としましては、令和元年12月6日付けで農地法第5条に基づき建売分譲住宅を目的に転用許可がなされておりますが、工事完了報告はなされておられません。 そこで、事務局職員による現地確認後、令和2年9月9日に現地調査班第3班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。 なお、回答書の記載内容でございますが、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、許可に係る土地の工事が完了する前であることから「農地」と回答し、その他参考事項として、現況については造成済地ではあるものの、工事未完了のため、農地転用工事施行中と記載したうえで回答したものでございます。 続きまして(2)でございますが、令和2年9月15日付けで、千葉地方

議 長	法務局市川支局登記官から照会がありました。 土地の所在は市川南、面積は317平方メートルで市街化区域に位置しております。 登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。 本件に係る申請状況としましては、昭和51年6月7日付けで農地法第4条に基づいて共同住宅の建築を目的に転用許可がなされております。 そこで、事務局職員による現地確認後、令和2年9月23日に農地調査班第3班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。 なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については「転用目的どおり」と回答したものでございます。 以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。
事務局次長	続きまして、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件でございます。 事務局より、報告いたします。 報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、ご報告いたします。 議案の16ページをお願いいたします。 本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。 令和2年9月3日、14日及び17日に申請のあった3件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行したものです。

議 長	以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和2年度第7回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。
-----	--